

構造改革特区の第11次提案等への 政府の対応方針について

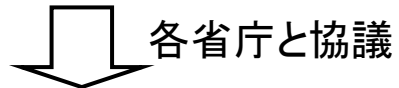
構造改革特区の提案への対応方針

○構造改革特区制度については、本年3月の特区法改正に併せて、提案制度を強化。

－提案募集の法定化

－「評価・調査委員会」を設置し、提案実現の過程に関与 等

○従前からの「キャラバン」に加え、地域活性化応援隊での相談を充実し、提案の掘り起こしに努めたことにより、今回の第11次提案の要望事項件数は493件と増加。



○特区で措置するものは1件、全国で措置するものは21件、現行制度で対応可能なことが明確になったものは140件、所管省庁において今後検討を行うものは18件となった。これにより、要望事項の約4割について地域の想いを実現。

○特に、現行制度で対応可能なことが明確になったものが増加し、「地域経済・コミュニティの活性化」や「安心・安全の確保」等について、提案実現に向けて大きく貢献。



○未実現の要望事項については、今後内容を精査して選定の上、評価・調査委員会において調査審議を行い、要望事項のさらなる実現を図る予定。



○政府の対応方針として、構造改革特別区域推進本部決定。

構造改革特区制度により対応した規制改革事項等の件数

提案次数	特区で措置	全国で措置	現行対応可の 明確化	合計	今後検討
1～10次提案 (有識者会議含む)	211	370	1963	2544	* 41
(参考:10次提案等)	(1)	(4)	(90)	(95)	(3)
11次提案等	1	21	140	162	18
合計	212	391	2103	2706	59

* 41件中4件を全国で措置、14件を全国で措置予定

個別事項の例

1. 特区で措置

○119番通報時における緊急度・重症度識別(トリアージ)による救急隊編成の弾力化〔横浜市〕

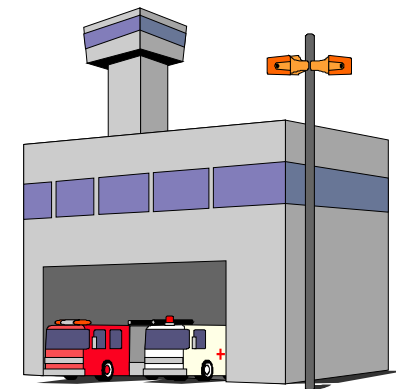
背景

- ・現在、救急需要の増大を受け、救急隊の出場件数が増加傾向にあるなか、軽症事案を取り扱い中に同一地域で重篤事案が発生し、心肺機能停止状態の傷病者の発生など一刻を争う局面において、救命処置の開始が遅れてしまう事例が発生している。
- ・このため、軽症者については、救急隊員2人で出場したり、あるいは、3人以上で出場した後、現場から病院へ2人で搬送するなど救急隊の編成を弾力化し、こうした事態に対応することが考えられるが、現行では、原則として救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって編成すべきと規定されている。

実現内容

特区においては、①119番通報時における緊急度・重症度の識別(トリアージ)が適切にでき、②医師による指示・助言を行う運用体制が常時確立していること等を前提として、緊急度・重症度が著しく低い等の条件を満たす場合には、救急自動車1台及び救急隊員2人による救急隊の編成が可能となるよう措置を講ずる。

〔総務省〕



2. 全国で措置

○乗継時間が短く迅速な審査を必要とする者への個別審査及び国際会議等の出席者への必要に応じた臨時専用レーンの設置〔中部国際空港株式会社、関西国際空港株式会社〕＜アジア・ゲートウェイ構想関連＞

背景

・現行においては、身体的弱者のためのプライオリティーレーン、ABTCレーン（APECビジネストラベルカード所持者専用レーン）、外交官専用レーン、乗員レーンなどを設けている。

実現内容

乗継時間が短く迅速な審査を必要とする者については、航空会社による確実な誘導があれば、個別に対応して上陸審査を行うこととする。

また、国際会議等への出席者については、主催者等からの地方入国管理局への事前連絡と、航空会社による確実な誘導があれば、必要に応じて臨時専用レーン等を設置することとする。（ともに平成19年度中に措置）

〔法務省〕

○国際定期便の地方空港乗り入れ自由化の加速・認可の実質的届出化〔福岡市〕＜アジア・ゲートウェイ構想関連＞

背景

・国際航空路線の開設や増便は、一般的に二国間の航空交渉を通じて、互いの路線や便数を定めて行っている。

実現内容

地方空港については、アジア・ゲートウェイ構想に基づき、自由化交渉を進め、交渉妥結前でも、暫定的に増便等を認めるとともに、安全の確認等を除き、実質的な届出化を図る。（平成19年度中に措置）

〔国土交通省〕

○静岡・山梨両県にまたがる「富士山」ナンバーの早期導入〔静岡県、山梨県〕

背景

・平成16年11月に、地域の要望により新たな地域名表示ナンバープレート(いわゆるご当地ナンバー)を導入するための要綱を公表したが、複数の運輸支局、自動車検査登録事務所にまたがる地域名表示は当面認めない方針であった。



実現内容

各種行政事務等への影響の有無を両県及び関係機関と検討を行ったところ、管轄をまたがるナンバーの設定は可能であるとの結論に達したことから、「富士山」ナンバーの導入を決定した。(平成20年度中に措置)

〔国土交通省〕

※上記提案は、第8次提案において「制度所管省庁において今後検討」とされたもののうち、各省庁が措置することを決定したもの

○既設のバス停の上屋に対する広告物の設置許可〔盛岡市〕

背景

・バス停上屋やバスロケーションシステムについては、公共交通の利便性向上に資するものであるが、その維持管理のためには、多くの費用を必要とし、バス事業者の負担が大きい。このことから、既設のバス停上屋にも広告物を設置し、その広告料収入を充当することによりバス事業者の負担を軽減したい。



実現内容

既設のバス停上屋について、広告物を設置し、その広告料収入をバスロケーションシステムや上屋等の維持管理の費用に充当できるよう措置した。(平成19年8月13日付で措置済)

〔国土交通省〕

※上記提案は、第10次提案において「制度所管省庁において今後検討」とされたもののうち、各省庁が措置することを決定したもの

3. 現行制度で対応可能なことの明確化

事後評価型の社会になっていく傾向の中で、現場では規制が不明確との問題意識あり。⇒従来できないと思われていたものが「できる」と明確化される意義がある。

○自動車の保管場所の有効活用 [株式会社日本パーキングシステム]

背景

・自動車の保管場所を有効的に活用するため、ITシステム等を利用して月極駐車場の空き時間を管理し、駐車したいとするユーザーに一時的に駐車を認めてほしい。

規制所管省庁回答

・自動車の保有者が、当該自動車を運行の用に供していない間、確実に保管場所として使用することができるのであれば、保管場所法の問題はない。

[警察庁]

○商店街における特定時間帯の駐車規制緩和 [個人]

背景

・商店街の利便向上を図るため、交通量の多い時間を除き、十分な通行可能範囲が確保された道路の駐車規制を緩和してほしい。

規制所管省庁回答

・駐車規制の緩和については、地域住民の合意に基づく要望等について積極的な検討を行い、必要な措置を講ずることや、必要に応じて時間制限駐車区間規制の実施を検討することを、各都道府県警察に通知を発出し対応している。

[警察庁]

○遍路道案内用ステッカーの貼り付け許可〔愛媛県愛南町〕

背景

・町が公共的目的により設置する遍路道の案内用のステッカーやシールを、道路占用許可によりガードレールや電柱などに貼り付けたい。

規制所管省庁回答

道案内用のステッカーは、道路占用許可の対象であり、はく離の防止等を行い、道路の構造及び交通への支障を及ぼすおそれがない場合には、道路管理者の許可を受けて貼り付け等をする事も現行制度において可能である。

〔国土交通省〕



ステッカーイメージ図

○風力発電施設に係る電気主任技術者の兼任要件緩和〔青森県〕

背景

・第2種電気主任技術者に複数の事業所(風力発電所)を兼任させ、施設保安に当たらせたいが、「当該施設に2時間以内に到着が可能であること」という要件がネックとなるため、遠隔集中監視システムの運用等による代替措置を確保した場合については、これを緩和してほしい。

規制所管省庁回答

遠隔集中監視システムによる各事業所の制御、各事業所への第3種電気主任技術者の配置などにより、保安体制が確保されていることが確認できる場合には、兼任規定によらずとも、第2種電気主任技術者のいる主たる事業所が複数の事業所を直接統括することが可能。

〔経済産業省〕

○婦人相談所設置に関する制度の見直し〔広島県〕

背景

・都道府県のみ課されている婦人相談所の設置義務を見直し、政令市や中核市においても設置を可能とすることで、住民に身近な政令市や中核市において、相談から保護、自立支援までの一体的な支援を行いたい。

規制所管省庁回答

地方自治法にもとづき、あらかじめ市町村長との協議を行った上で、条例で定めることにより、都道府県知事の権限に属する事務の一部を市町村に配分することができ、当該規定を活用することにより、提案内容の実現は可能。

〔厚生労働省〕

4. 制度所管省庁において今後検討

○税関の24時間通常開庁化〔千葉県、成田国際空港株式会社、大阪府、関西国際空港株式会社、愛知県、中部国際空港株式会社〕〈アジア・ゲートウェイ構想関連〉

背景

・現行においては、税関の執務時間外において、輸出入申告を行う場合には、臨時開庁手数料を納付した上で、臨時開庁の承認を受ける必要がある。

検討内容

コンプライアンスの優れた通関業者に対する税関手続面での特例措置について検討を行い、法制面の改正が必要となる場合には、平成20年度以降の関税改正において見直しを行う。(平成19年度中に結論)
〔財務省〕

○空港間・近接する保税地域間における保税運送承認制度の簡素化〔千葉県、成田国際空港株式会社、福岡市〕〈アジア・ゲートウェイ構想関連〉

背景

・現行においては、開港、税関空港、保税地域、税関官署等相互間を外国貨物のまま運送(保税運送)するためには、外国貨物は、税関長に申告し、その承認を受ける必要がある。

検討内容

空港間・近接する保税地域間における保税運送についての税関手続の簡素化について、保税・通関制度全体の見直しの中で今後検討していく。(平成19年度中に結論)
〔財務省〕

○保育士養成の授業等開設方法の緩和 [学校法人新潟福祉医療学園新潟福祉医療専門学校]

背景

・通学教育による保育士育成は、大学、短期大学及び専修学校で認められているが、通信教育による養成については、大学又は短期大学においてのみ認められている。指定保育士養成専修学校において、通信教育による保育士養成を行いたい。

検討内容

保育士の養成課程として専修学校の通信教育を活用することの可否及び指定基準のあり方の検討を行う。(平成20年度中に結論)
〔厚生労働省〕

○玄米及び精米品質表示要件の緩和 [酒田市、酒田女鶴部会]

背景

・JAS法に基づく米の産地及び品種の表示は、農産物検査法に基づく産地品種銘柄の検査・証明を受けた米のみ表示できるが、産地品種銘柄として設定されていない品種については、検査・証明が受けられず、産地及び品種を表示することができない。

検討内容

「食品の表示に関する共同会議」において、米の品種等の表示に係る農産物検査以外の証明法の適用について検討を行っている。(平成19年度中に方向性について結論)
〔農林水産省〕



名 称	精 米			
	産地	品種	年産	使用割合
原 料 玄 米	〇〇県	△△△	19	100%
内 容 量	5kg			
精 米 年 月 日	〇年〇月〇日			
販 売 者	〇〇米穀 株式会社 □□県△△市…………… TEL ××××××××			